

第1希望施設名			
申込児童氏名			
申込児童生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

申込み児童以外の出産前後に係る誓約書

市川市長宛

(出産後の保育施設の利用について、該当する項目に☑を記入してください)

☐ **出産前後の休養期間のみ保育施設を利用し、出産予定日の2か月後の属する月の月末までに退園します。**

- 母の基準指数は『出産前後の休養のため保育にあたることができない場合』に該当することとし、18点とします。
- 出産予定日の2か月後の属する月の月末以降は、保育施設に継続して在園することはできません。以降も保育施設の利用を希望する場合は、改めて利用を申込んでください。
- 入園後、退園日が確定したら直ちに市に退園届を提出してください。

☐ **出生した児童の育児休業を取得するため、復職はしません。出生した児童の育児休業中も保育施設の利用を継続します。**

※ この書類に加えて、『出産にあたっての状況申告書』も提出してください。

※ 出産後、勤務先に育児休業の期間が記載された就労証明書の作成を依頼し、市に提出してください。

- 育児休業を取得する保護者の基準指数は『申込み児童以外の子の出産前後休業または育児休業を入園後も継続する』に該当することとし、9点とします。
- 父母のどちらか一方でもこの基準指数に該当する場合、復職予定の調整指数等一部の調整指数を加点しません。詳細は、『保育施設利用のご案内』でご確認ください。
- 出産後、育児休業開始前に退職した場合や育児休業を取得できなかった場合は、産後56日目以降の属する月の月末で退園または給付認定変更の手続きが必要です。
- 復職した際は、復職後に作成された就労証明書を市に提出する必要があります。

出産後の保育施設の利用について以上の通り誓約すると共に、記載されている注意事項を確認し、承諾しました。

提出日： 年 月 日 (年 月入園の利用調整から適用)

(休業等に係る保護者)氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

この書類は、入園の翌月10日までに復職しない場合のみ提出してください。

入園月の翌月10日までに復職する場合は、就労要件とし、『就労証明書』と『育児休業(産前産後休業)からの復職に関する申告書および誓約書』を提出してください。